

◆教職員互助会◆

会員が臨時に資金を必要とするときには生活資金貸付を、また共済組合から特別貸付け、高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けを受ける会員が早急に資金を必要とするときには、つなぎ融資貸付を行っています。ただし、任用期間に定めのある会員（再任用職員、会計年度任用職員等）は貸付を受けることができません。

■貸付額等

区分	生活資金貸付	つなぎ融資貸付
貸付事由	臨時に資金を必要とするとき	共済組合からの貸付決定を受け、共済組合からの送金日以前に資金を必要とするとき
貸付額	10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のうち、1人1口（50万円が限度）	共済組合の貸付決定額のうちの送金額（借換えの場合は、借換え後の金額）
手数料率	年0.9%	年0.9%
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・生活資金貸付申込書 ・生活資金貸付借用証書 ・生活資金貸付に係る個人情報の取扱いに関する同意書 ・申入人の受取金融機関の通帳の表紙の写し等、口座番号を確認できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・つなぎ融資貸付申込書 ・つなぎ融資貸付借用証書 ・申入人の受取金融機関の通帳の表紙の写し等、口座番号を確認できるもの ・共済組合が発行する「送金時期通知書」※ <p>※共済組合へ貸付申込書を提出する際に「貸付申込金の送金時期通知書の交付について」、「委任状」を提出すると、「送金時期通知書」が交付されます。</p>
申出書締切日及び送金日	<ul style="list-style-type: none"> ・月末締切 ……翌月10日送金 ・15日締切 ……25日送金 <p>※本人の口座へ送金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・締切日なし ・申込書受理後1週間以内又は本人の希望日 <p>※本人の口座へ送金</p>
償還方法	<p>毎月の給料から自動的に控除されます。（貸付した月の翌月から）</p> <p>※借換え、繰上償還もできます。ただし、既貸付の償回事数が12回に満たないときは、借換えをすることができません。償還額については、お問い合わせください。</p>	共済組合から、直接互助会に償還されます。手数料はつなぎ融資貸付金送金額から相殺し、送金されます。